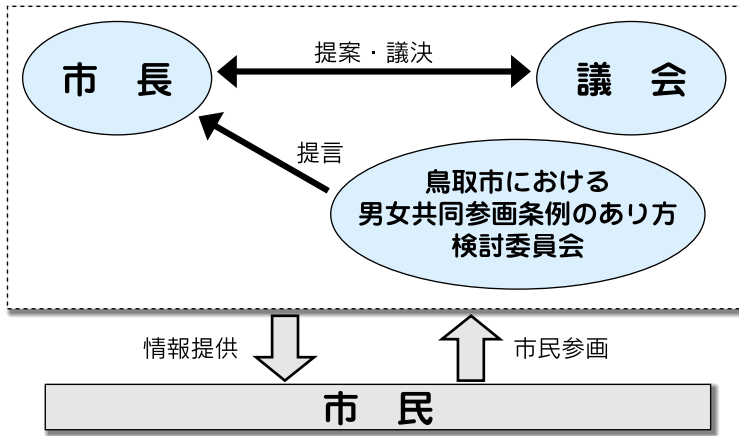


鳥取市男女共同参画推進条例（仮称） 制定の進め方



条例（案）の主な内容

前文	条例が制定されるに至った背景、経緯	
第1章 総則	目的	条例制定の目的
	定義	条例の中で特に説明を必要とする言葉の定義
	基本理念	男女共同参画社会を形成していく上で、基本となる考え方
	市の責務 市民の責務 事業者などの責務	行政、市民、事業者などそれぞれが、男女共同参画を推進していくための努力義務
第2章 男女共同参画に関する基本的施策	男女共同参画計画の策定をはじめとする基本的な施策を定める	
第3章 鳥取市男女共同参画推進団体登録制度	市民の男女共同参画意識を高めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行う団体を支援するための登録制度とする	
第4章 鳥取市男女共同参画推進会議	基本計画の策定、男女共同参画に関する重要事項の調査審議などを目的とした審議会とする	
附則	施行期日	
	経過措置	H11年度策定の「鳥取市男女共同参画計画」は終了年度（H17年度）まで有効
	検討	条例施行5年後、または社会状況の変化による内容見直し

仮称
鳥取市男女共同参画
推進条例（案）

ご意見を
お寄せください



鳥取市は県内市町村では初めて、男女共同参画推進条例の制定に向けて取り組んでいます。市民のみならず、学識経験者・女性団体・公募委員などで構成する委員会での検討を重ね、その案をまとめました。ご意見をお寄せください。

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、年齢、性別を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メールのいずれか。

資料配布場所 市役所1階 総合案内所 企画課男女共同参画室 行政サービスセンター（鳥取駅構内） 各地区公民館 鳥取市ホームページ（アドレスは表紙下段を参照）

提出期限 平成14年1月15日（火）

意見提出先 郵送/企画課 男女共同参画室 ☎20 316 6
4 ファックス/21 159
4 電子メール/publio@city.tottori.tottori.jp